

資料 1

障害者総合支援法の改正について

(障害者支援局障害者政策課)

1 概要

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法については、附則で施行後 3 年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされ、平成 28 年 6 月 3 日に一部改正法が公布された。

この「法施行後 3 年の見直し」の施行状況を踏まえ、障害者総合支援法のほか、精神保健福祉法等の改正を一括して行う新たな改正法が、令和 4 年 12 月 10 日に成立した。

2 改正の主な内容

- (1) 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】
 - ① 一人暮らし等の希望者への支援や退居後の相談等を、共同生活援助（グループホーム）の支援内容として明確化
 - ② 市町村における基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
 - ③ 精神保健に関する相談支援について、精神保健に課題を抱える者も対象に
- (2) 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】
 - ① 就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」の創設
 - ② 週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満の重度身体障害者等を実雇用率の算定に含める
 - ③ 企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置の強化
- (3) 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】
 - ① 家族等の意思表示がない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を可能に。
 - ② 本人の希望のもと、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設
 - ③ 精神科病院で従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組み等を整備
- (4) 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】
 - ① 難病患者等に対する医療費助成の助成開始の時期の前倒し（重症化と診断された日）
 - ② 「登録者証」の発行等による難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の強化
- (5) 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害福祉サービス等の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備
- (6) その他【障害者総合支援法、児童福祉法】
 - ① 都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設
 - ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日（ただし、(2)①及び(5)の一部は公布後 3 年以内の政令で定める日、(3)②の一部、(5)の一部及び(6)②は令和 5 年 4 月 1 日、(4)①及び②の一部は令和 5 年 10 月 1 日）